



横浜市立大学の新たな大学像について（骨子）

第1章 大学改革 - その背景と検討の経緯

第2章 私たちの目指す大学

プラクティカルなリベラルアーツ教育

時代の変化に的確に対処し、教養教育と専門教育の実践的結合を図り、プラクティカルなリベラルアーツ（実践的な教養教育）を総合的に行うことを目的として、商学部、国際文化学部、理学部の3学部を統合して国際総合科学部を設置する。

学部と研究院

学部の教育組織を2学部（国際総合科学部、医学部）とし、教員が所属し研究を行う研究組織として3つの研究院を設置する。また、病院教員は、病院に所属する。

第3章 教育研究体制の改革

リベラルアーツ教育

本学におけるプラクティカルなリベラルアーツは、1年次教育を中心としつつ、卒業まで一貫して行われる。学部1年次においては、全員の学生が国際総合科学部国際教養コースに学籍を置く。1年次の全学共通教養科目は、教養ゼミ、総合講義、外国語科目、情報科目、保健体育科目、その他教養科目から構成される。2年次の進級時に、一定数は他の学部・学府に進むことを可能とし、入学後に学問分野への興味や進路などが明確になった学生にも対応できるシステムとする。2年次以降も全学の教養教育に対応した科目を設置し、履修することができる。

国際総合科学部

国際教養学府、理工学府、総合経営学府の3学府で構成する。学府は受験生、社会等からわかりやすくするための組織であり、学府には学生の所属する基礎組織としてコースを設ける。

医学部

医学府、及び看護短期大学部を4年制化する看護学府により構成する。看護短期大学部の4年制化にあたっては、医学部看護学府とし、医学府と相互に補い合うことによって質の高い教育の実現を目指す。

教職課程等について

少子高齢化、グローバル化、高度情報化などの社会的動向や、学生のニーズの変化を踏まえ、教職課程、司書課程、司書教諭課程は、原則として廃止する。保健体育科目は選択科目とする。外国語科目、情報科目のうちスキルの向上を目的とする科目は、学外の資源の活用を進める。

特別選抜入試の多様化

市民の子弟を対象とする推薦入試の拡大、指定校推薦入試の実施、AO入試の実施等。

大学院

大学院の博士前期課程（修士課程）で教育体系を完結し、高い実務能力をもつ各分野での専門家を育成し、博士後期課程（博士課程）では、分野を精選し学識豊かな研究者を育成することを目的とする。

学部長等の責任と権限の明確化

カリキュラムの編成と執行責任を明確にするため、主任教授制（コース長）を導入する。
学部長、コース長、研究院長は、それぞれの管理運営についての権限と責任を持つ。

教授会

教育組織である学部と大学院に教授会を置く。
教授会は教育の実施等に関する事項を審議し、情報公開に努める。

研究院

研究院は、教員が所属し、研究を行う組織であり、人文・社会科学系、自然科学系、医科学系の3研究院を置く。この教育組織と教員の所属組織を分離するという新たなシステムにより、教育カリキュラムに応じて必要な教員を研究院から確保できるようになるなど、時代の変化に対応した柔軟な教育体制の編成と、フレキシブルな組織運営が可能となる。

経済研究所

大都市の課題が複合化、複雑化している中で、今後は研究院に所属する教員のプロジェクトにより、文系だけでなく、理系、医系等異分野との融合的研究も視野に入れて、総合的、効果的に研究を推進することとし、経済研究所は廃止する。

木原生物学研究所

新たな大学像に向けて、木原生物学研究所については研究体制を見直し、医学研究科、総合理学研究科生体超分子システム科学専攻等との再編、及び（財）木原記念横浜生命科学振興財団への移管を検討する。再編及び移管の時期は、別途調整する。

第4章 学生への支援の充実

学生への支援の充実

キャリア開発支援の体系化及び責任体制の確立。
教育支援体制の確立。
心身の健康を維持するための体制整備。
就学のための経済面での支援制度の充実。成績優秀者は減免等などの支援。
留学支援制度の充実。

第5章 地域貢献

教育による地域貢献

市民、横浜市、市内産業界の要請に応え、地域社会が必要とする人材を養成・供給するため、教育体制を再構築する。

生涯学習事業

大学の知的資源を市民に還元し、高まる市民の学習意欲に応えるため、多様な生涯学習講座を開催する。これらの事業は教員の本来業務としてとらえる。

知的財産の管理活用と産学連携の推進

大学の研究成果等の知的財産を機関として管理活用する体制を整備し、産学連携を積極的に展開する。

研究による地域貢献

共同研究、受託研究等のほか、世界水準、国家レベルのプロジェクト研究を通して市民、産業界はもとより、人類社会に貢献していく。

診療による地域貢献	市民への安全かつ高度な医療の提供を行うため、安全管理対策、患者サービスの向上を図り、地域医療を充実する。
学術情報センター	土曜・日曜の開館日数を増やし、開館時間を延長する。大学の持つ情報機能を活用し、市民への情報提供や医療関係者への情報検索サービス等の充実を図る。

第6章 管理運営 持続可能な経営の確立

地方独立行政法人	大学の運営形態は地方独立行政法人とする。これにより、自主・自律的な大学運営、責任ある執行体制等が可能となる。
教育・研究に関する責任と、経営に関する責任の明確化	教育研究組織と経営組織の役割を区分（学長と理事長の分離）し、教育・研究に関する責任と、経営に関する責任を明確化する。
人事委員会	教育研究の水準の向上を図るため、全学的な視点に立って、より優秀な人材を招聘し、確保する仕組みとして、学長の諮問委員会である人事委員会を創設する。 人事委員会は、公募制、任期制による教員人事について、公正性、透明性、客観性を持って行い、教員人事の活性化、適正化を図ることを目的とする。教育研究機関の構成員の中から選ばれた委員及び、経営審議機関の構成員の中から選ばれた委員に、学外有識者を委員として加えて構成する。
評価システム	教育研究活動等に関する全学的な評価システムを構築する。
教員評価制度	組織及び教員個人の目標に対して、その達成状況など業績を適切に反映できるように、公正かつ総合的な教員評価制度を導入する。
任期制	多様な知識や経験を有する教員等の交流の活性化を図り、教育研究を進展させるため、原則として全教員を対象に任期を定めて任用する制度とする。今後関係法令を踏まえ、具体的な制度設計を行うこととする。 なお、現時点では、任期（期間）は、一律ではなく、教育計画、研究計画、業績や実績、経営的視点などにより決定するものとし、原則として再任を可とするシステムを想定している。
年俸制	教育研究活動等の活性化を図るため、教育や研究、診療や地域への貢献など、教員の活動実績が給与処遇などに反映され、インセンティブを高める給与制度を導入する。
持続可能な経営の確立と自立的経営の促進	市民の信頼を得て、持続可能な大学経営の実現を目指し、安定した収入の確保に努めるとともに、効率的・効果的な経費の支出を行う。また、部局別・部門別等の会計経理方式を導入し、収支構造を分析・把握することで、合理的な大学経営を行う。 加えて、自立的な経営の促進に向け、具体的な数値目標や大学を運営するための経費にかかる「市からの支援範囲」等についても、今後、中期計画を策定するなかで、具体的に検討のうえ明らかにしていく。

第7章 医学部と附属2病院

講座制の廃止

講座制について、大きなテーマに打ち込むなど専門性を高めるメリットもあるが、各々独自の主張をしすぎると、学部としてのまとまりや、診療などに支障をきたすデメリットもあるため、廃止の方向で検討する。

医局の見直し

講座制の廃止に併せて従来の医局のあり方を見直し、その民主性・透明性を高める必要がある。

附属2病院

患者本位の医療を進め、病院経営の責任の明確化を図るため、附属2病院を医学部附属から大学の付属機関とする。

病院経営の健全化

繰入金については、地方公営企業法の繰出基準に準じる。また、収益的収入に対する人件費比率を60%未満とする。

第8章 学術情報センター

「新しい大学像」を支える学術情報センターの果たす役割

- (1) 教育理念、カリキュラムの内容に対応した図書館サービスの提供と、研究支援により、大学の使命を担う。
- (2) 正確かつ迅速な医学情報の提供により、医学・看護学研究、診療活動を支援する。
- (3) 市民が求める様々な文献情報の提供により、豊かな市民生活をサポートする。